

福島県ふたば医療センター附属病院患者給食業務委託契約書（案）

契約名 福島県ふたば医療センター附属病院患者給食業務
契約金額 金 _____ 円
（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
場所 福島県ふたば医療センター附属病院
（福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 8 1 7 - 1）
履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日の終日
契約保証金

福島県（以下「甲」という。）と、 _____（以下「乙」という。）は、甲の患者給食業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 乙は、患者給食業務が、患者の治療行為の一環であることを認識のうえ、別紙仕様書に基づき誠実に委託業務を遂行する。

2 仕様書に明示されていないもので、必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

3 甲は、甲の病院内に設置する栄養管理委員会に必要に応じて乙を参加させるなど、乙と定期的に給食内容等について協議を行う。

（委託業務の種類）

第 2 条 甲が、乙に委託する業務及び経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 委託業務

献立表の作成、調理作業、食事材料の調達とそれらに付随する業務とし、甲と乙が行う業務の区分は仕様書 4 のとおりとする。

(2) 経費の負担区分

甲の負担	乙の負担
1 厨房施設及び調理設備の償却・補修、栄養管理事務室・休憩室・厨房の空調設備、給排水設備等	1 食事材料費（備蓄食品も含む）
2 厨房の設備の保管管理費	2 従業員の給与、諸手当
3 光熱水費	3 事務用品
4 什器備品の購入及び補充	4 従業員の保健衛生費及び被服費
5 害虫消毒費	5 法定福利厚生費及び法定外福利厚生費
6 ゴミ処理費	6 営業経費
7 特別治療食に使用する薬剤	7 業務に要する洗剤等消耗品
8 その他右記の乙の負担以外の経費	8 業務に関する通信費
	9 保険料
	10 業務に要するコンピュータシステム（インターフェイスが必要な場合は当該費用を含む）

(委託期間)

第3条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(完了報告および検査等)

第4条 患者給食業務の開始後、乙は、当該月の委託業務を完了したときは、遅滞なく患者給食業務完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、その都度委託業務の遂行状況について乙に報告を求め、若しくは調査し、又は指示をすることができる。

3 甲は、前2項の検査等の結果、改善すべきものがあると認めたときは、乙に対して改善を求めることができる。

4 前項の規定に基づく改善を求められた場合、乙は直ちに改善して甲の検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第5条 乙は前条第1項または第4項の検査の結果、適正であると認められたときは、当該月分の請求書を次のとおり甲に提出するものとする。

(1) 管理費は、円（うち消費税等額 円）とする。上記の管理費の内訳は以下のとおり。

期 間	管理費の内訳	うち消費税及び 地方消費税の額
令和8年4月～ 令和9年3月	円/月	円/月

管理費は、令和8年4月分から毎月ごとに請求する。なお、その金額に1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切り捨てることとし、契約金額との差額は1回目に加えて請求することとする。

(2) 食事材料費は、月払いとし、月間総仕入れ高に消費税を加えた金額を請求する。請求書には、仕入れ先別の金額明細を添付することとする。

2 甲は、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(業務遂行上の注意事項)

第6条 食事材料の仕入れ及び保管・管理に当たっては、品質、鮮度、衛生状態等について十分に留意する。

2 乙が献立表の作成を行うに当たっては、甲の作成した献立表作成基準を満たすこと。

3 乙は、甲の指示する給食作業時間、配膳時間、下膳時間を遵守し、適時適温給食に努める。

4 乙は、仕様書に基づき検食用及び保存用の食事を用意する。

5 乙は、甲が必要とする場合は、委託業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(従業員)

第7条 乙は、仕様書に定める従業員を確保しなければならない。また、やむなく従業員を変更しようとするときは、業務の質の低下を招かないよう配慮する。乙は、契約後速やかに従業員名簿（別紙様式1）を甲に提出しなければならない。また、契約期間中にこれに変更がある場合にも同様とする。

2 乙は、自己の従業員に対し、定期的に業務上必要な教育及び訓練を行い、また、乙の従業員が関係法令その他に違反することのないよう十分に注意する。また、業務上必要な教育及び訓練を実施した場合は、速やかにその内容等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、給食による事故防止のため衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康管理に努めなければならない。

(1) 患者給食業務の開始後、乙は健康診断を年1回実施し、その結果を甲へ報告しなければならない。

(2) 患者給食業務の開始後、乙は検便を定期的に毎月1回実施し、その結果を甲へ報告しなければならない。なお、10月から翌年3月までの間には月1回以上または必要に応じてノロウイルス検査を含めること。

(秘密の保持)

第8条 乙及びその従業員は、業務の遂行上知り得た個人の情報及び甲の秘匿すべき情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本契約の解除及び終了後においても同様とする。

2 乙は委託業務を実施するため、個人情報を取り扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(患者給食業務受託責任者)

第9条 乙は、本契約に係わる委託業務の円滑な管理運営のため、自己に代わって乙の従業員の行為及び受託業務の指揮監督を行う患者給食業務受託責任者を定め、別紙様式2により、甲に通知しなければならない。

2 患者給食業務受託責任者は、現場に常駐し、この契約の履行に関し、その運営等を行うほか、この契約書に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領、この契約の解除に係わるものを除く。）を行使することができる。なお、患者給食業務受託責任者の不在時には、その職務を代行する者を定めること。

3 乙は、前項の規定に係わらず、自己の有する権限のうち、これを受託責任者に委託せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面でもって甲に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けをさせてはならない。また、無償貸与された施設、設備等の転貸をしてはならない。

(施設、設備等の使用)

第11条 甲は、乙が委託業務を遂行するために必要な範囲内において、給食施設及び設備等は無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設、設備等を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、修理の必要が生じたときは、乙は、甲の許可を得て、乙の責任において修理を行う。

(遅延利息)

第12条 甲の責めに帰する事由により、第5条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に政府契約の支払

遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を請求することができる。

（事故に対する処置等）

第13条 乙は、当該職場の秩序を守り火災、事故、盗難等の防止及び労働安全衛生に努めなければならない。

2 乙は、業務の遂行中、事故発生のおそれのあるとき、または事故が発生した場合は、直ちに適切な処置を執ると同時に、甲にその状況を報告しなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反し、甲に損害を及ぼしたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (4) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。
- (6) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (7) 乙の従業員が不正または違法の行為を行い、業務の遂行ができないと甲が認めるとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(違約金等)

第 15 条 甲が前条第 1 項の規定により契約の全部及び一部を解除した場合、乙は、違約金として委託料のうちの管理費の 1 ヶ月分に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙は、解除された月の初日から業務終了時までの委託業務についての委託料を甲に請求することができないものとする。

2 前項の前段の規定は、前条第 1 項の規定により甲が契約を解除された場合に準用する。

また、そのとき乙は、解除した月の初日から業務終了時までの委託業務についての委託料は、甲に請求できるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 甲が第 14 条第 1 項の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、第 14 条第 1 項の規定により乙が損害を受けた場合に準用する。

3 業務の遂行に当たり乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、直ちにその旨を甲に報告するとともに、損害賠償の責に任ずるものとする。

(違約金等の徴収)

第 17 条 乙がこの契約に基づく違約金、又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の利息を付した額を徴収する。

(業務の代行)

第 18 条 乙は、火災・労働争議・業務停止等の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として業務代行保証人(丙)を指定しておくものとする。

2 乙の申出により、甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(業務代行保証人)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、業務代行保証人に対して業務を完行すべきことを請求することが出来る。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。

(2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。

2 業務代行保証人は、前項の請求があったときは、第 10 条の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(談合による損害賠償)

第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 14 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」

という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

委 託 者	甲 住 所	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚817-1
	氏 名	福島県
	代表者	福島県ふたば医療センター附属病院長 谷川 攻一

受 託 者	乙 住 所	
	氏 名	
	代表者	

業務代行保証人 丙 住 所
氏 名
代表者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙様式1

令和 年 月 日

福島県ふたば医療センター附属病院長 様

住 所

名 称

印

契約書第7条の従業員は、次のとおりです。

従 業 員 名 簿

	氏名	住所	保有 資格名称	当社の 勤務年数	病院勤務 年数	監督者 受託責任者・ 栄養士
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

- ※ ①自社職員である事を証明できる書類を添付すること。
②保有資格（写し）を添付すること。
③変更があった場合は、速やかに報告すること

患者給食業務受託責任者通知書

- 1 氏名
- 2 住所(連絡先)
- 3 資格・経歴等 (資格証明書写しを添付してください。)

契約書第 9 条で定める患者給食業務受託責任者を上記のとおり通知します。

令和 年 月 日

福島県ふたば医療センター附属病院長 様

受託者 住所

氏名

印